

青森大学情報・IT化に関する規程

(目的)

第1条 本規程は、青森大学（以下「本学」という。）における教育・研究の充実と事務の効率化を図るために、情報システムのコンピュータ化とネットワーク化を促進していく体制を明らかにすることを目的とする。

(組織)

第2条 本学に情報システムのコンピュータ化とネットワーク化を促進していくために、情報・IT化委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会には、企画・運営班、システム運用・作業班及びホームページ班（以下「班」という。）を置く。

(構成員)

第3条 委員会は、次の委員をもって組織する。

(1) 学長

(2) 各学部4名以内。ただし、ソフトウェア情報学部は6名以内。

(3) 青森山田学園理事長

(4) 事務局長及び事務局員若干名

(5) その他委員長が指名する者

2 委員会の委員長は、学長とする。

3 委員会には、委員長が指名する副委員長を置くものとし、委員長に事故あるときは委員長の業務を行う。

4 班の構成は、別表のとおりとし、班長は委員の中から学長が指名する。

5 委員と班員は兼務を妨げないものとする。

6 委員及び班員の任期は1年とし、再任は妨げないものとする。

(業務)

第4条 委員会は、次の事項について、審議する。

(1) 情報システムのコンピュータ化とネットワーク化を促進していく計画に関する重要事項

(2) 情報システムの管理運用に関する重要事項

(3) 班の業務推進状況に関する重要事項

(4) その他情報システムの改善に関する重要事項

2 班の業務は別表のとおりとする。

3 委員長は、班長に対して、必要に応じて業務の推進を指示する。

(情報システムの利用)

第5条 本学の情報機器及びネットワークの利用に関する規程について、別に定める。

(ホームページの管理・運用)

第6条 本学のホームページの管理・運用に関する規程について、別に定める。

(保守・点検)

第7条 本学の情報システムの保守・点検については、学長が指名する者があたる。

(報告)

第8条 委員長は、審議結果を理事長に速やかに報告するものとする。

2 委員は審議結果を各学部の教授会及び事務局長へ報告するものとする。

3 班長は、委員長に対して、班会議の結果を報告するとともに、班における業務の進捗状況等を必要に応じて報告するものとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は事務局が行う。

(その他)

第10条 「青森大学・青森大学大学院・青森短期大学情報システムに関する規程」は平成22年3月31日をもって、廃止する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第3条第4項及び第4条第2項関係・班の構成と業務）

班名	構成員	業務	備考
1 企画・運営班	班ごとに学長が指名する次の者とする。 (1) 総合経営学部・社会学部・ソフトウェア情報学部・薬学部それぞれ	1 情報システムの管理運用に関する事項 2 情報システムの計画立案に関する委員会への提案事項	必要に応じて班会議を開催する。
2 システム運用・作業班	1～3名 (2) 事務局1～2名	1 教育支援システムの開発・運用に関する事項 2 情報システムの管理運用に関する技術的な事項	1 同上 2 21年度IT化検討会・作業部会の役割も担う
3 ホームページ班		1 本学ホームページの管理運営に関する事項 2 本学ホームページに掲載する情報の収集に関する事項	必要に応じて班会議を開催する。